

横山幸次

区政報告
ニュース

750

2020年1月12日
発行 日本共産党区議団
3802-4627
fax 3806-9246
arajcp@tcn-catv.ne.jp

横山区議事務所
荒川区町屋5-3-5
3895-0504
Eメールアドレス
kouji.office@gmail.com

荒川区政の各種情報・
話題など...横山幸次区議
のホームページをご覧ください。

来年度の区予算編成に向けて 458項目の要望書を提出

共産党区議団は、昨年11月15日に相談や懇談などで寄せられた458項目の予算要望を提出。2、3月の予算議会でも実現に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。みなさんのご協力をお願いします。

**いま求められるのは、安心の医療介護・子育て支援…
区民のくらし応援に税金を使ってこそ地域経済も活性化**

昨年消費税大増税後家計消費も、景気動向指数も、日銀短観も、すべてがひどい落ち込むなど前回8%に上げた直後より悪化する下で、区民のくらしは一層困難に直面しています。こうした中、区民のくらし応援にこそ税金を振り向け安心の医療介護、子育て支援など区民のくらしを最優先することを求めています。

区民の健康をまもるとりくみ、動物愛護と管理の推進など独自の項目を設けて充実しました。受動喫煙防止では、区として独自の条例制定などの検討も行うよう求めています。

第三に、今年7月開設予定の区の児童相談所について、未然に虐待など防止する予防重視のためこれまでの子ども家庭支援センター機能の充実と児童相談所含めて専門職員の系統的養成と確保を重視するなど求めています。



また今回、時代の要請にこたえた新しい項目を盛り込みました。

その第一は、ジェンダー平等の実現を区政の課題・基本姿勢として求めました。当面、性的マイノリティーの権利擁護に向けた宣言、区各種機関、審議会など女性参加を促進し比率を高めるなどを求めています。

第二に、受動喫煙から

予算要望は、横山のホームページでご覧下さい。

「横山区議2020年度予算要望」で検索してください

第44回荒川区政世論調査より

今後、区に力を入れてほしいと思う事業	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
2019年	高齢者福祉の充実	地震などの防災対策	幼児・児童の子育て支援	子どもの安全対策	地域防犯の取り組み
2018年	地震などの防災対策	高齢者福祉の充実	騒音・ボイ捨て対策など良好な環境	地域防犯の取り組み	魅力ある景観、木造密集地域改善等まちづくり
2017年	地震などの防災対策	高齢者福祉の充実	幼児・児童の子育て支援	道路交通網の整備	騒音・ボイ捨て対策など良好な環境

2019年実施の区政世論調査が公表されました。今回多様性・ジェンダーについての設問も初めて入りました。

男女の地位は平等だと思いますか(男性優遇)と思うところは以下の順
「政治の場」 77.7%
「しきたりや慣習」 66.5%
「社会全体」 65.7%
「職場」 60.0%



新年は、6日町屋駅頭での宣伝からスタート

2面 国民健康保険料 など値上げか?...など

お気軽にご相談ください
定例法律相談会

2月4日(火)

横山事務所18時~20時

2月の法律相談は、

都合により火曜日です。

生活相談は、随時受け付け
TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ 後で連絡します。
区役所控室 3802-4627

まづの話あれこれ

正月は晴天 いつになくくつきりと顔を出した筑波山でした。清々しい新年...くらしでも政治でも希望を切り拓く年へ

昨年11月下旬からしばらく体調不良となりニュースの発行もできずじまいとなっていました。治療と静養によって、いまでは以前にも増して健康になったような気がしています。

それはさておき、今年は、元旦からずつと晴天が続く穏やかな正月となりました。毎年2日は、団地にこあいさつで何つのですか、やはり晴天で風もなくなんと気持ちのよい行動となりました。特にこの日は、筑波山が本当にくつきりと姿を見せていました(下写真)。また、方角を変えると雪をかぶった恐らく赤城山でしょう。また株父の山々もその姿を見せていました。富士山は、見えてはいましたが、一部が雲に隠れていたようです。こつした清々しさとは別に、人間世界、特に政治の世界では、「桜を見る会」「カジノ」などの疑惑、公文書隠ぺい・改ざん

(横山幸次)



荒川区国民健康保険料の推移

	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
1人当たり年間保険料	?	125,174円	121,988円	118,441円	111,189円
前年度比での値上額	?	3,186円	3,547円	7,252円	4,644円

(40才から64才の介護納付金分は入っていない)

来年度国保料… 4639円の値上げか？

国保料の均等割をなくすと…大幅引き下げ (23区)

給与年収400万円4人家族 (30代夫婦+子2人)	42万6,200円 ⇒ 廃止後 22万2,200円 [協会]19万8,000円
給与年収240万円単身者 (20代)	16万2,600円 ⇒ 廃止後11万1,600円 [協会]11万8,800円
年金収入230万円 (夫230万、妻50万) 高齢者世帯	15万5,000円 ⇒ 廃止後 7万3,400円
所得300万円・自営3人世帯 (30代夫婦+子1人)	40万1,800円 ⇒ 廃止後 25万4,700円

23区(千代田・江戸川・中野を除く)は統一保険料方式で、最終的には区長会で均等割額・所得割率率・保険料年間限度額などを決定します。昨年12月13日に23区の日本共産党区議団で申入れを行いました(上写真)。国保料は毎年の値上げが続いて、高すぎて支払いが困難となり、滞納が増えて

いまでも高すぎて払えない国保料値上げは中止し値下げを！
区の法定外拠出とともに国・都も責任を果たすべきです

東京都国民健康保険運営協議会に国の仮係数に伴う算定で、一人あたり4,639円(1.03倍)の値上げが報告されました。

また、東京都は、急激な値上げを抑えるための独自の激変緩和措置「財政支援を実施しないとしています」。

23区(千代田・江戸川・中野を除く)は統一保険料方式で、最終的には区長会で均等割額・所得割率率・保険料年間限度額などを決定します。昨年12月13日に23区の日本共産党区議団で申入れを行いました(上写真)。国保料は毎年の値上げが続いて、高すぎて支払いが困難となり、滞納が増えて

います(左上資料)。
住民税よりも高い国保料です。全国知事会も「協会けんぽの保険料並み」に引き下げのための「1兆円の公費負担増」を要望しています。また、国保だけにある均等割りをなくせば、大幅な保険料引き下げとなります(左上資料)。

総医療費を、国保加入者で割り返して保険料を決めるのは限界があります。

後期高齢者医療保険料も値上げ案？

東京都後期高齢者広域連合が11月に示した来年度から2年間の保険料案では、均等割を2018・2019年度に比べ年900円、所得割を0.01ポイント引き上げです。

加入者1人当たり年1001,254円(前期比4,127円増)とする計画です。このままでは、連続値上げになっ

てしまいます(下表参照)。

1月半ばに最終案を示す予定。安倍政権は、低所得者の保険料軽減をさらに縮小、窓口2割負担も狙っています。保険料は値上げ、負担は増やす。年金引き下げや不況のもと高齢者のくらしは大変です。

国民健康保険も後期高齢者医療保険も国民皆保険の要の

この面でも国としての社会保障に対する責任が大きく問われています。

国保加入世帯の8割以上が世帯所得200万円以下…(下グラフ)
いまでも25%程度の世帯が、滞納を余儀なくされています。

年間所得	世帯数	世帯割合
0円(不明含む)	16,490世帯	42.2%
100万円以下	9,628世帯	24.7%
200万円以下	6,803世帯	17.4%
300万円以下	2,861世帯	7.3%
400万円以下	1,313世帯	3.4%
400万円超	省略	

	2018年~19年	2016年~17年	増減
均等割額	43,800円	42,400円	1,400円増
所得割率	9.27%	9.07%	0.20%
一人平均保険料	98,621円	95,492円	3,129円増

国の保険料軽減特例の見直しで低所得者で大幅引き上げに
年金収入168万円=10,400円 13,000円(年額)25.0%増
年金収入173万円=31,100円 34,800円(年額)11.9%増
年金収入195万円=51,600円 53,600円(年額)13.6%増

今週のデータ 消費税10%増税は大失政！ くらしと経済守るため庶民減税を

2014年の消費税8%増税の時と比べても惨憺たる経済指標です。景気の山は2018年10月ごろと言われているに、8%増税以前の水準に戻らず、景気悪化のなかでの10%増税強行。増税直後の家計消費、景気動向指数の落ち込みは、8%に引き上げ直後よりもひどい落ち込みです。日銀短観は、6年9カ月ぶりの悪化。安倍政権の大失政に審判を下し、消費税減税・廃止を…。

	2019年10月 8%⇒10%	2014年4月 5%⇒8%
消費支出 (2人以上の世帯)(前月比)	27.9万円 (▲6%)	30.2万円 (▲12%)
景気ウォッチャー調査 (前月比)	36.7 (▲10)	38.4 (▲15.7)
小売売上高 (前年同月比)	↓7%	↓4%
日銀短観DI (大企業製造業)	12月調査 0 (9月調査と比較 ▲5)	6月調査 12 (3月調査と比較 ▲5)

台風15号・19号の住宅被害補修に補助金

まずは事前相談をしてみてください
対象となる住宅
台風により屋根、壁又は床等を被災した住宅(貸家・空き家を除く)で区が交付したり災証明書の判定結果が『一部損壊』であるもの(さかのぼって交付可)

対象者
(1)現にご自身が住んでいる住宅の補修工事を行う方
(2)住民税を滞納していない方

補助対象工事
補修工事のうち、屋根・壁・床・開口部等日常生活に欠かせない部分の応急修理(戸・窓・給排気設備・水道管・電気やガスの配線などの補修も対象)

すでに工事が終わっているもの・民間の保険金がおりのものも対象

補助金の額
住宅1戸につき、補修工事費(消費税含む)の1/2の額(限度額30万円)
例)補修工事費が50万円の場合、50万円×1/2=25万円
補修工事費が70万円の場合、70万円×1/2=35万円 30万円

【問合せ】荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課・防災街づくり係
電話 03-3802-3111 (内線2826)